

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 今吉 次郎

1 日 時

令和7年9月17日（水） 午後0時58分から
午後4時00分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

今吉次郎、首藤健二郎、御手洗吉生、嶋幸一、福崎智幸、高橋肇、吉村哲彦、猿渡久子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸、戸高賢史、佐藤之則

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 首藤文彦、生活環境部長 首藤圭、病院局長 佐藤昌司 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第71号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと賛成多数をもって、第80号議案及び第81号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第75号議案及び第78号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 請願12及び請願13については、いずれも賛成少数をもって不採択とすべきものと決定した。
- (4) 大分県長期総合計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況等について、大分県環境基本計画の実施状況について及び第5次おおいた男女共同参画プランの実施状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主査 板井貴章

政策調査課調査広報班 専門幹 佐藤達郎

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和7年9月17日（水）13：00～
場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係

13：00～13：10

- (1) 合い議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）
第 75号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- (2) その他

3 生活環境部関係

13：10～14：40

- (1) 付託案件の審査
第 71号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）（本委員会関係部分）
- (2) 諸般の報告
 - ①公社等外郭団体の経営状況等について
 - ・大分県生活衛生営業指導センター
 - ・大分県環境管理協会
 - ②大分県長期総合計画の実施状況について
 - ③大分県環境基本計画の実施状況について
 - ④第5次おおいた男女共同参画プランの実施状況について
 - ⑤計画等の改定について（報告議案）
 - ・新たな大分県男女共同参画計画案の骨子について
(第6次おおいた男女共同参画プラン)
 - ⑥その他の部門計画等の策定・改定について
 - ・第5次大分県消費者基本計画の骨子について
 - ・大分県地域防災計画の修正について
 - ⑦令和6年度大気環境等の調査結果について
 - ⑧日米共同訓練について
 - ⑨防災ヘリコプターによる消防活動再開について
- (3) その他

4 福祉保健部関係

14：40～15：30

- (1) 合い議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）
第 78号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- (2) 付託案件の審査
第 71号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）（本委員会関係部分）

第 80号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

第 81号議案 大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

請 願 12 最高裁判決に従い生活保護制度の充実を求める意見書の提出について

請 願 13 高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めるについて

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公社等外郭団体の経営状況等について

- ・大分県社会福祉協議会
- ・大分県臓器移植医療協会
- ・大分県アイバンク協会
- ・大分県地域保健支援センター

(4) その他

5 協議事項

15:30~15:40

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

今吉委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は、委員外議員として守永議員、戸高議員、佐藤議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員の皆様に申し上げます。委員外議員の方が、発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

それでは審査に入ります。本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件、請願2件、総務企画委員会から合い議があった議案2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査に入ります。

それでは、最初に合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議があった第75号議案職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

佐藤病院局長 今吉委員長をはじめ委員の皆様方には、病院局の事業について、日頃より御指導、御支援を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、合い議案件の審査として、職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてを御説明します。何とぞ御審査のほどよろしくお願いします。

渋谷総務経営課長 第75号議案職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、病院局に関連する部分に関して御説明します。

議案書は24ページからですが、本日はお手元の福祉保健生活環境委員会資料で御説明します。

タブレットの資料2ページを御覧ください。

まず、1改正理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を受け、部分休業及び子育て部分休暇が拡充されることに伴い規定の整備を行うものです。

現行制度の概要ですが、対象については、部分休業が小学校就学前の子、子育て部分休暇が小学校1年から3年までの子を養育する職員となっています。取得時間については、いずれも1日2時間を超えない範囲内において30分単位で、勤務時間の始め又は終わりに取得することが可能とされており、保育園の送迎等に活用されています。なお、給与の取扱いについては、いずれも無給となっています。

続いて、2改正内容ですが、まず①のとおり、改正後は勤務時間の始め又は終わりに限らず、勤務時間の途中においても取得できるようにします。これは、勤務時間の途中で子どもの世話をを行うニーズを踏まえたものです。

次に、②のとおり、新たな取得パターンを追加して、1日2時間を超えて取得することも可能とし、その場合の上限を年10日以内とします。これは、保育園の行事などに半日や一日参加する場合を想定したものです。

なお、③のとおり、これら二つの取得パターンを年度途中に変更することは、原則できないこととしています。ただし、例えば配偶者が入院し、自らが子どもの世話をせざるを得なくなった場合など、子育て環境が大きく変化した場合には変更を認めることとしています。

最後に、3施行期日ですが、改正法の施行と同じ本年10月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

福崎委員 この取得の新しい改正内容においては、勤務途中でも取れるということですが、2時間まとめて取れたり、1時間半取って夕方に30分取るような取り方、いわゆる柔軟に時間は自分で30分単位で配分して取れるのかどうかと、県病で働いている方でこの改正に該当しない方がいるかどうかを教えてください。

渋谷総務経営課長 お答えします。

まず、時間については柔軟に取れます。30

分単位となっているので、柔軟に取ることが可能です。

2点目、うちの職員については、該当しない職員はいません。基本は全職員を対象としているので、そこは可能です。

吉村委員 1点伺います。

今まで頭か最後かだけだったと思うのですが、今回、間でも取れるとなったことで、県病の中で働く皆さん、休みを取る方は柔軟に取れると思うのですけども、それによって仕事内容が煩雑になるかと思うので、その対応は大丈夫でしょうか。

渋谷総務経営課長 おっしゃるとおり、そこは職員がそういった形で取ることによって、職場全体の工夫というか調整、業務の見直しなどは常日頃からやっているので、時間外の縮減等を含めて、十分業務の効率化等を踏まえて対応していくものと考えています。

今吉委員長 1点いいですか。部分休業ですけど、仕事の合間でやると、うちに帰ったり行ったりすることになるのですか。

渋谷総務経営課長 そういう形になります。最初、朝仕事をしながら、途中で送迎などの用事で帰ることも当然出てくると思うので、それが可能になります。

今吉委員長 結構、行ったり来たりの時間もかかるのでね。

渋谷総務経営課長 そうですね。そこも含めです。

今吉委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 それでは、委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 ほかにないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可

決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。予定している案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 別にないので、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

[病院局退室、生活環境部入室]

今吉委員長 これより、生活環境部関係の審査に入ります。

また、本日は、委員外議員として守永議員、戸高議員、佐藤議員に出席いただいています。

まず、審査に先立ち、先般、新たに就任された石井審議監から御挨拶があります。

[石井審議監挨拶]

今吉委員長 それでは、最初に付託案件の審査を行います。

第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算第2号のうち、生活環境部関係部分について執行部の説明を求めます。

木内県民生活・男女共同参画課長 資料2ページを御覧ください。

1補正予算額ですが、当部関係の補正予算額は、左の区分の上から2段目、第2号補正予算案欄の赤枠で囲った2,790万円です。

これを既決予算に加えた本年度予算の総額は、下の赤枠93億4,239万6千円です。

資料一番下の2補正事業の内容ですが、補正事業は1事業であり、地域あんしん給油所推進事業、補正予算額2,790万円です。

続いて、事業内容を詳しく御説明します。3ページを御覧ください。

この事業は、中段の取組方針に記載のとおり、人口減少下において、地域住民等の安心と利便性の維持・向上を図るため、見守りやガソリン価格の表示などの取組を行う給油所を地域あんしん給油所として登録する制度を新たに創設し、その取組に対し支援を行うものです。

左上の現状ですが、給油所は、県民生活に不可欠な燃料供給インフラを担うほか、農林水産業等の地域産業の活動を支えています。右の事例のとおり、杵築市大田地区ではこどもや高齢者の見守り支援を兼ねた灯油配達システムを構築しています。また、災害時には緊急車両等の燃料の優先供給を担っていただくなど重要な役割も果たしています。

一方で、右上に記載のとおり、本県ではガソリン価格の表示率が低く、消費者アンケートにおいても、ガソリン価格の表示を望む回答が多く寄せられています。

県ではこれまで、ガソリン価格表示率の目標を定め、働きかけを進めてきたところですが、こうした給油所の状況や県民の声を踏まえて、下段にあるような新たな取組をはじめたいと考えています。

まず、左の地域あんしん給油所制度の創設ですが、①地域を見守るあんしん、②価格が見えるあんしん、③おもてなしのあんしんの三つのあんしんとして、登録要件にある、ながら見守り宣言協力事業所への登録や店頭価格の表示、観光案内の協力等に取り組む意向のあるガソリンスタンドを地域あんしん給油所として登録する制度を創設します。

登録した給油所については、県のHPに掲載するほか、右の地域あんしん給油所のPRのように、のぼりの設置やチラシ・ポスターの配付など、広くPRを行います。

その下、設備整備補助では、防犯カメラや自家発電設備、価格表示板、トイレの改修等、三つのあんしんの活動等に必要な経費の一部を補助します。補助率は3分の2で、上限額を30万円とされています。

この事業を通じて、給油所がこれまで以上に地域の安心の拠点となるよう取り組んでいきます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

首藤副委員長 地域あんしん給油所推進事業ですが、私も県内、価格表示のスタンドが非常に

少ないと普段から感じており、地域あんしん給油所にかかわらず、全体的に価格表示板が出ているけど価格が表示されていない給油所が非常に多いと思うのですが、価格表示が進んでいないことと、表示を進める上で、原因や表示ができない理由を把握していれば教えていただきたいです。

木内県民生活・男女共同参画課長 価格表示をしていない原因については、今年度、事業所向けにアンケートをして回答をいただいている。多くは、現金価格やカード価格など価格がいくつもあるので、どれを表示するか難しい、あるいは表示板そのものがないので表示ができない、掛け売りでやっているのに表示をする必要がないなどの理由を把握しています。

首藤副委員長 価格表示を進めるためには、どういうことをやれば進むのですか。

木内県民生活・男女共同参画課長 まず、表示板の設備がないため表示していないところについては、今回この補助事業を使って、是非表示をしていただきたいと思っています。また、既に表示板はあるが、御指摘のように888などと表示しているところも、この補助金を使って、例えばトイレの改修をするなどで、地域あんしん給油所に登録して表示をしていただきたいと思っています。

また、アンケートの中には、他の給油所が表示をするようになれば自分のところも表示をしたいという意見もあったので、この事業によって表示するスタンドが増えていけば、そういうところも表示してくれるのではないかと思っています。

私どもも各事業者を回って、この事業を是非活用していただきたいと丁寧に説明したいと考えています。

嶋委員 地域あんしん給油所の設備整備補助ですが、対象は県下全域の給油所、主には旧町村の給油所ではないかと思いますが、対象の給油所がどのくらいあるか把握しているのですか。

木内県民生活・男女共同参画課長 県内には約416の給油所があると把握しています。

全ての給油所が表示することは難しいので、

第4次大分県消費者基本計画の中で65%の表示率を目指すようにしています。

今回の予算では、約90店舗が限度額まで使える予算を組んでいるので、そういったところに活用していただければと考えています。

嶋委員 この2,790万円で十分足りるというお考えですか。

木内県民生活・男女共同参画課長 アンケートからの推計でいけば、表示率も65%は難しいですが、ある程度高いところにいけるのではないかと考えています。

嶋委員 もう1点いいですか。

杵築市大田地区の事例ですが、見守り支援を兼ねた灯油配達システムはどういうもので、この給油所には具体的にどういう支援をしているのですか。

木内県民生活・男女共同参画課長 具体的なシステムについては、今、手元に資料がないですが、配達をするときに見守り等と一緒にしていただくことだと思っています。この支援については、この給油所を造るときに振興局等が支援をしたと聞いています。

嶋委員 具体的にどんな支援。

木内県民生活・男女共同参画課長 確認して後ほど報告します。

福崎委員 さっき、ガソリンスタンドは県内に416店舗で、アンケートは372店舗が対象となっていますが、なぜ全店舗アンケートしていないのか確認させてください。

それと、回答店舗数が164店舗と、44%しか回答していない。その回答の結果、価格表示が38.5%ということなのか、それとも416店舗全てを調査した上で38.5%と言っているのか教えていただきたいです。

木内県民生活・男女共同参画課長 416店舗については、資源エネルギー庁の登録の公表した数字ですが、その中で住所等をしっかりと把握できているのが、事業者団体に登録しているところと、毎年200店舗調査しているところ等なので、それらの団体に対して今回アンケートをしたので数に相違が出てきます。

38.5%の数字については、年2回行って

いる200店舗を対象とした調査の結果、直近の5月の調査で38.5%になったものです。

福崎委員 200店舗の調査ではなく、372店舗全部を調査すればいいのではないか。そしたら、大分県の実際の表示率が分かる。実際は38.5%よりもっと低いのではないかと思うのです。

65%の目標に向けて、38.5%だったら半分ぐらいまでいっているという話なのでしょうけど、実際、この事業をやったから90店舗増えたとしても、全然65%の目標には達していない感じがするのですが、なぜ372店舗調査しないのか教えていただいていいですか。200店舗に絞っている理由。

木内県民生活・男女共同参画課長 もちろん全店舗を調査する悉皆調査が一番いいのだと思いますが、第2期計画でこの目標を立てたときからずっと、200店舗を抽出して、市町村にばらつきがないように抽出してやっているので、統計学的に約半分をやっていれば反映はできているのではないかと考えています。

福崎委員 統計学的というより、372店舗調査するぐらいできると思うのですね。だから、200店舗に絞っている理由もよく分からぬし、全部372店舗調べて、できていないところに対しては、お願ひしていく姿勢じゃないかと思うのですよ。都合のいいところだけ絞って調査しているのではないかと捉えられかねないし、都合の悪いところは調査していないように感じるところもあるし、372店舗調査しても164店舗しか回答が返ってこないのだから。これ、アンケートは372店舗なんですよね。さっき200店舗と言った。

木内県民生活・男女共同参画課長 事業者向けのアンケートは372店舗にして、164店舗から回答がありました。38.5%という数字をはじいているのはそれとは別の調査で、年2回実施している200店舗を対象とした調査での結果です。

福崎委員 その200店舗に絞らず、372店舗の調査をお願いします。

木内県民生活・男女共同参画課長 嶋委員から

御質疑のあった分ですが、合同会社おおた夢楽については、商工観光労働部の大分県事業継承・引継ぎ支援センターが支援し、また、小規模集落の補助金も使っているということです。

首藤生活環境部長 今、調査対象を悉皆でやるというお話がありました。次期プランの改定のときに、やり方を少し見直そうと思っているんですが、372店舗全てを悉皆で調査するという事務手続は非常に労力がかかります。振興局と市町村の職員が年2回、5月と12月にやっているのですが、372やるのか200やるのか、使う労力とその結果がそこまで大きく反映される、違いが出るものとは少し考えにくい。200店舗の中身については、例えば大分市のガソリンスタンドは全体の比率からすると多いので配分を考え直すなど、より実態に近いやり方に変えさせていただこうと思うのですが、毎年、年2回やることに悉皆をやっていると、あまりにも事務能力をかけ過ぎると思うので、そこはちょっと考えさせていただきたいと思います。

吉村委員 ただいま首藤部長からお話をありましたが、この事業を使って、仮に90店舗全てが大分市の事業所になる可能性も無きにしもあらずかと思うのですが、そういった場合は、この事業の意味としてはどうなのですか。大丈夫なのでですかね。

価格表示という部分ではいいかもしれないですが、事例としておおた夢楽をあげて挙げているという意味も私はあると思っているので、地域のものを守るという整合性はどういうふうにお考えですか。

首藤生活環境部長 安心のことを考えれば、地域的な偏りがない方がいいのですが、全体が上がってきた上で配分となると、締切りを設けてここまで申請してください、もし想定数を超えた場合は調整するという手続が要るのでそれは事務手続上難しい。9月補正予算で年度末までに全て執行し切る予定にしていますので。

ですから、申請段階で取捨する、選別するのは難しいと思っています。

吉村委員 おっしゃるとおりかなと。ちょっと

気になるのは、地域を守るガソリンスタンドの部分と価格表示の部分と、この二つの意味合いを持たせていると思うので、その辺はしっかりと検討というのは頭に置いていただければいいのかと。なかなかコントロールできるものじゃないですけど、バランスも見ながらかと思うので、よろしくお願ひします。

高橋委員 細かいところで申し訳ないのですが、地域あんしん給油所制度の創設で、登録要件、必須項目が三つ、それから任意項目を一つ以上満たすということで、項目の中に等というのがあるのですが、これ以外に何か要件があるのですか。

木内県民生活・男女共同参画課長 要件等については、補助要綱等をつくる中で精査していく予定ですけれども、現在のところは必須要件は三つ、任意項目は四つを予定しているところです。

高橋委員 細かいことで申し訳ない。必須項目が、その三つ以外に等でもう一個あるとした場合、そこにチェックを入れて、店頭価格表示にチェックを入れなかつた場合は、三つの要件を満たすという話になるわけですよ。ですから、これ以外の項目もまだ必須項目があるとなると、必ずしも店頭価格表示にチェックを入れなくてもオーケーということになるのですが、どうですか。

木内県民生活・男女共同参画課長 等とここには書いていますが、必須要件としては、ながら見守り宣言協力事業所と店頭価格表示、観光案内の協力の三つと考えています。

今吉委員長 1点いいですか。この給油所制度の創設をして、予算が約90か所分しかないでしょう。登録が約90か所を超えたたら認定するのですかね。

木内県民生活・男女共同参画課長 登録については特に制限はないので、申し出たところを登録するのですが、補助金については予算額があるので、約90か所分全部が30万円の限度額ぎりぎりで来たら、そこで予算が尽きるので、それ以上の補助はできません。

今吉委員長 だから、約90か所を超えたとき

に、どう決めるんですか。早い順に決めるとか。

木内県民生活・男女共同参画課長 それについては、早い順というか、先に申請された方々を優先せざるを得ないかなと。

首藤生活環境部長 地域あんしん給油所制度と補助制度は少し切り離して考えていただきたいと思います。

制度については、この三つの必須項目をやつていただければ、別に補助金を使わなくても地域あんしん給油所として登録できます。ですから、もともと表示板があつて、補助金は使わないが、ながら見守り宣言協力事業所と観光案内の協力をやって地域あんしん給油所になりますということであれば、やっていただき結構です。ただ、補助金を出すのは約2,700万円しか予算が通っていないので、約2,700万円の中で申請があったところに対して補助金を出すことになります。

ですから、給油所の登録と補助金の給付とは別のものと捉えていただきたいと思います。

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

戸高委員外議員 1個だけ。長くなっているのに申し訳ないです。

事前の説明、会派説明の時には、必須項目の3点と、届出項目を3年間順守する説明がなかったものですから、今初めてこれを見た次第です。

聞きたいのは、さきほど、価格表示ができない原因の中で、会員価格等の価格帯がいっぱいあって、どれを表示していいか分からないとあったのですけど、補助を受けて表示をすることになった場合、その部分の話合いはできているのですか。

木内県民生活・男女共同参画課長 あくまで、どの価格を表示するかは事業所の判断になりますが、迷っていれば、全国石油商業組合連合会が現金価格を表示するガイドラインを出してるので、そういうもののなどを紹介したいと思います。

守永委員外議員 この地域あんしん給油所推進事業の左下の枠囲みの登録要件のところで、任

意項目の中にある防犯カメラの設置というのは、ガソリンスタンドそのものの自己防犯カメラなのか、地域を見守るための防犯カメラなのか、特にその要件はないのか、その辺を教えてください。

木内県民生活・男女共同参画課長 地域の安心のためなので、事業所だけを映すカメラではなく、出入口や通りなどを映すようお願いするところです。

今吉委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 ほかにないので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、福祉保健部関係の審査の際に一括して行います。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告したい旨の申出があつたので、これを許します。まず、①の報告をお願いします。

宇都宮食品・生活衛生課長 資料4ページを御覧ください。

生活環境部が所管する公社等外郭団体の経営状況等を御報告します。

当部が所管する団体のうち、地方自治法に基づき、今議会へ議案として経営状況等を報告する団体は1団体で、資料左側の赤枠の団体です。その他、議案の対象ではないものの、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき指導監督を行っている団体は1団体で、資料右側の赤枠の団体となります。

次のページ、左側を御覧ください。

食品・生活衛生課が所管する公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの経営状況を御報告します。

2のとおり、県の出資金は200万円、出資比率は40.0%となっています。

3事業内容ですが、本センターは法律に基づき、都道府県生活衛生営業指導センターとして知事が指定している団体です。主な事業内容としては、飲食業や旅館業など生活衛生関係営業に対する相談や指導、後継者育成支援、経営指導のための調査などを行っています。

4の6年度決算状況ですが、下線を引いている当期正味財産増減額は、4万7千円の黒字となっています。

5問題点及び懸案事項ですが、原材料やエネルギーの価格高騰等による影響を受けている事業者に対する支援とともに、事業者に対し効率的な指導、情報発信を行うため、組合への加入を増やす必要があります。

6の対策及び処理状況ですが、センターでは、融資や各種補助金活用のため、弁護士、中小企業診断士、社会保険労務士等によるサポートチームと連携した相談指導を行うとともに、組合加入のメリット等をまとめたパンフレットを新規開業者等に配布するなど、組合への加入促進に向けた取組を行っていきます。

北村循環社会推進課長 次に、同じページの右側を御覧ください。

循環社会推進課が所管する公益財団法人大分県環境管理協会の経営状況を報告します。

3の事業内容ですが、この法人は、浄化槽法に基づき、知事が浄化槽の水質に関する検査の業務を行う者として指定した県内唯一の指定検査機関です。

4の6年度決算状況ですが、左側一番上の経常収益は、4億6,645万円となっており、下線を引いている当期正味財産増減額は209万4千円の減額となっています。

減額の主な原因としては、法定検査受検率向上に向けた人員増強により、人件費等が増加したことによるものです。

5の問題点及び懸案事項ですが、法定検査とは、浄化槽管理者に義務付けられたもので、浄化槽の維持管理が適正に行われているか、本来の機能が發揮され、適切に排水処理が行われているかを確認するものです。この受検率が近年40%台で推移しており、その向上が課題であると考えています。

6の対策及び処理状況ですが、今後の受検率向上の取組として、効果的な法定検査の実施に向け、関係機関で構成する法定協議会等を活用し、浄化槽台帳の再整備を進めています。あわせて、検査未受検者への指導の推進や、単独

処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進に向けて、関係機関と連携して各種啓発・普及活動等も実施していきます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 別にないので、これで質疑を終わります。

次に、②から⑥まで一括して報告をお願いします。

新田生活環境企画課長 大分県長期総合計画の実施状況についてです。資料6ページを御覧ください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、施策ごとの評価結果を報告しているものです。詳細は議案書別冊の大分県長期総合計画の実施状況についてのとおりですが、本日はその概要について本委員会資料によって御説明します。

なお、令和6年度は、前計画、安心・活力・発展プラン2015の最終年度であるとともに、現行計画、安心・元気・未来創造ビジョン2024の初年度であるため、二つの計画の実施状況を御報告します。

まず、安心・活力・発展プラン2015についてです。59施策について、指標による評価に加え、指標以外の観点からの評価により、AからDの4段階で総合的に評価した結果を記載しています。

施策の進捗が順調のA評価及び概ね順調のB評価の合計は、赤枠囲いにあるとおり、54施策、全体の91.5%となっています。各分野で着実に成果が挙がっています。

主な成果としては、県民の健康づくりに対する意識が着実に向上したほか、企業誘致件数が計画期間中2.5倍に増加しています。

次に、C評価となった取組強化が必要な施策です。一つ目が移住定住の促進です。移住者数

は順調に増加していますが、目標値まで到達できません。このため、就業支援の充実等により、今後も若年層を主なターゲットとして移住を促進します。

二つ目が戦略的広報の推進です。安心・元気・未来創造ビジョン2024では選ばれるおおいたの実現を基本目標として、それぞれの分野の施策を推進することで、若者や企業、観光客など多様な主体に選ばれるおおいたを目指します。

次のページを御覧ください。

安心・元気・未来創造ビジョン2024です。施策の進捗が順調のA評価及び概ね順調のB評価の合計は、赤枠囲いにあるとおり、55施策、全体の96.5%となっています。

主な成果ですが、一つ目が地域防災力の強化です。後ほど詳しく御説明しますが、自主防災組織避難訓練等実施率が着実に向上了し、地域防災力の強化につながりました。今後は、目標の90%達成に向け、防災士会等と協力した避難訓練の実施など、さらなる防災力の向上を図っていきます。

二つ目が持続可能な観光地域づくりです。宿泊者数、観光消費額とともに過去最高を達成しましたが、大阪・関西万博を契機としたインバウンドの取り込みが課題であり、引き続き、本県ならではの地域資源をいかした持続可能な観光地域づくりを推進します。

次に、C評価となった取組強化が必要な施策です。一つ目がこどもまんなかまちづくりの推進です。県営住宅の子育て世帯向けの改修及び通学路の対策実施率が目標未達成となりました。今後は、施工時期の平準化や早期発注に努めるとともに、工事の進捗管理等を徹底することで、計画的な整備を進めます。

二つ目が地域包括ケアの充実です。ふくふく認証には高い基準を設定しているため、認証取得に想定以上の時間を要し、目標未達成となりました。今後は、各法人の課題解消に向けた個別対応セミナー等を実施するなど、早期認証取得に向けて県も伴走支援していきます。

次のページを御覧ください。

政策評価／施策評価の一覧表を、8ページから10ページにかけて、安心、元気、未来創造の分野別に載せています。

この中で、生活環境部で所管する12の施策について、目標達成に向けた取組を進めているところです。それぞれの施策において設定している指標の中で、目標を達成している指標、逆に未達成の指標について、主なものを御説明します。

次の11ページを御覧ください。

施策名、人的被害ゼロに向けた地域防災力の強化です。2目標指標のi自主防災組織避難訓練等実施率の達成度は基準値である令和5年度から実績値を伸ばし、94.1%と目標を概ね達成しました。

目標を達成した要因として、一番下の3指標の平均評価と要因にも記載しているとおり、自治会役員・構成員の高齢化に伴い住民集合を基本とする訓練の実施が困難となっているため、通常の避難訓練に加え、学習会といった高齢者でも参加しやすい、又は天候に左右されない訓練メニューの提示や訓練の支援、アドバイザーの派遣等により、訓練実施率の向上に努めた点が挙げられます。

次の12ページを御覧ください。

今後は、一番下の7施策評価／課題と今後の取組の方向性の二つ目のポツのとおり、地域の特性を考慮した避難訓練の実施や高齢者施設での避難訓練等を支援するとともに、三つ目のポツにあるように、災害時の行動をあらかじめ整理し、避難のタイミングなどを決めておくタイムラインの作成支援や、地域の防災活動をコーディネートできる防災士等の育成に取り組んでいきます。

次の13ページを御覧ください。

施策名、環境を守り活かす担い手づくりの推進です。2目標指標のiグリーンアップおおいた実践隊登録数の達成度は100%です。

目標を達成した要因として、一番下の3指標の平均評価と要因のとおり、恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいたの実現に県民総参加で取り組むため、県内で活動する環境保全団体

等に新たな県民運動であるグリーンアップおおいたへの参画を働きかけた結果、多くの賛同を得ることができたことが挙げられます。

次の14ページを御覧ください。

今後については、一番下の7施策評価／課題と今後の取組の方向性の二つ目のポツのとおり、世代を超えて県民、企業、地域社会が広く課題を共有し、それぞれが行動変容を起こすことにより、大きな社会・経済変革のステップに繋げていくため、グリーンアップおおいたを進化させながら、環境先進県おおいたの実現を目指し、取組を進めます。

次の15ページを御覧ください。

施策名、食の安全・安心の確保と未来へつなぐ食育の推進です。2目標指標のⅰ飲食店等を原因とする食中毒発生件数について、令和6年度実績は6件で、基準値である令和5年度と同件数になったため、達成度は0%です。

これは、その下の3指標の平均評価と要因一つ目のポツに記載しているとおり、全国的にノロウイルス等の感染性胃腸炎が流行し、県内でも飲食店等を原因とする食中毒が発生したためです。

次の16ページを御覧ください。

今後は、一番下の7施策評価／課題と今後の取組の方向性の二つ目のポツのとおり、食品取扱事業者に対する現地指導や個別相談等のフォローアップを継続し、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理を定着させることで、食中毒防止に取り組みます。

また、消費者に対しても食中毒予防に関する理解と関心を深めるための注意喚起や情報提供を積極的に行うなど、関係機関と連携した取組を実施します。

次の17ページを御覧ください。

施策名、女性が輝き活躍できる社会づくりの推進です。

2目標指標のⅱ雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合の達成度は88.1%で、目標未達成となりました。

これは、その下の3指標の平均評価と要因に記載しているとおり、管理職登用に重要な女性

の継続就労実現には周囲の理解や労働環境等に課題が見られたためです。

次の18ページを御覧ください。

今後は、一番下の7施策評価／課題と今後の取組の方向性の一つ目のポツのとおり、経済団体とも連携した女性が輝くおおいたアクションプランの着実な実行とともに、七つ目のポツにあるように、地域におけるアンコンシャス・バイアスについて、気付く取組を意識の変化へと促します。

宮本環境政策課長 続いて、資料19ページを御覧ください。

大分県環境基本計画の実施状況について御説明します。1計画の概要ですが、本計画は、大分県環境条例第9条に基づき策定したもので、大分県長期総合計画の環境部門の計画となるものです。計画期間は令和15年度までの10年間としています。

計画の実施状況を把握するため、37項目の環境指標を設定していますが、令和6年度の達成状況は2のとおりで、達成及び概ね達成が35項目、全体の94.6%となり、概ね順調に推移しているものと考えています。

一方、達成状況が未達となった項目は3のとおりで、一つ目の産業廃棄物の最終処分量は、産業廃棄物の再資源化につながる、排出事業者の分別徹底と廃棄物処理業者の高度処理化が十分に進まなかったこと等により産業廃棄物の排出量が増加したため、目標を達成することができませんでした。

このため、産業廃棄物処理におけるDXへの取組支援に加え、排出事業者向け講習会を開催するなど、再資源化に向けた分別徹底と高度処理を促進し、再生利用量を増加させることを通じて最終処分量の減少を進めます。

二つ目の阿蘇くじゅう国立公園の公園利用者数は、前年比約20%増と回復傾向がみられるものの、コロナ禍による落込みから十分に回復できおらず、目標を達成することができませんでした。

このため、環境省や自治体、関係団体等と連携した阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト

を推進し、効果的な情報発信等に取り組むことで、魅力的な自然に触れる機会を増やし、公園利用者の増加につなげていきます。

なお、そのほかの指標の達成状況は次の20ページに記載のとおりです。

木内県民生活・男女共同参画課長 続いて、資料21ページを御覧ください。

第5次おおいた男女共同参画プランの実施状況及び次期プランの骨子について、併せて御説明します。

まず、次期プランの骨子について、第1計画策定の趣旨等ですが、この計画は、男女の平等を基礎とした男女共同参画社会の実現を進めるために策定するものです。計画の位置づけは、男女共同参画社会基本法や女性活躍推進法及び大分県男女共同参画推進条例に基づく計画であり、大分県長期総合計画、安心・元気・未来創造ビジョン2024の部門計画の性格も有します。計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。

次に、第2現状と課題ですが、ここで現状として、現行プランの令和6年度の実施状況を御説明します。次のページを御覧ください。

現行プランは26の指標を設けて進捗管理を行っています。番号8番の女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍推進宣言企業数や14番の男性の育児休業取得率などは既に令和7年度目標を達成しています。一方、達成率が90%未満のものを黄色に着色していますが、14指標あり、1番の男は仕事、女は家庭という考え方にも感しない人の割合や7番の雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合、23番のDV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合などは達成率が低くなっています。

前のページにお戻りください。このような状況に対して、次世代の意識醸成に向けたより一層の周知啓発や事業者を巻き込んだ女性活躍の推進などが必要となっています。

そのため、第3計画の基本的事項にある三つの目指す姿を掲げ、総合目標を誰もが自分らしく、いきいきと活躍できる大分県とした上で、基本目標、男女共同参画に向けた意識改革、女

性の活躍の推進、男女が安心できる生活の確保を3本柱に構成します。

基本目標の下には、10の重点目標を設定したいと考えていますが、下線部分が今回改めた箇所です。

IIの1を様々な分野での女性の参画促進として、様々な分野、場面に女性の参画を促し、政策、方針決定過程への女性の参画拡大につながるよう進めています。

その下、2と3は女性の職業生活における活躍の推進と、職業生活と家庭生活との両立を新たに設けて、活躍と両立の二つの目的に沿って関連事業を整理して進めていくものです。

また、IIIの3はDV等の被害者は依然として女性が多い状況ですが、女性だけでなく全ての人に対する暴力の根絶に取り組む必要があることから、性別を限定しない表現としたものです。

最後に、第4策定スケジュールについてですが、今後、素案を作成し、男女共同参画審議会での審議を経て、第4回定例会で素案を報告させていただきます。その後、パブリックコメントや審議会での県民の皆様の意見を反映しながら、来年の第1回定例会において、計画案を上程させていただく予定としています。

次に、第5次大分県消費者基本計画の骨子について御説明します。

資料23ページを御覧ください。

1計画の目的・位置づけですが、本計画は消費者利益の擁護及び増進に関する施策を総合的に推進し、県民の消費生活の安定と向上を図ることを目的としています。

大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例及び消費者教育推進法に定める県計画であり、大分県長期総合計画の部門計画の性格も有しています。

2計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間となります。

3策定の視点です。①から⑤の記載のとおり、国の基本計画の地方消費者行政の推進項目との整合を図りながら、急増するSNS関連トラブルなどのデジタル化への対応、高齢者に対する見守りの強化、消費者教育の強化、質の高い消

費生活相談の体制充実の視点を基に、計画を策定していきます。

右側の計画案の骨子を御覧ください。目指すべき姿として、誰もがどこに住んでいても質の高い消費生活相談を受けることができるなど3点を掲げ、総合目標は安全・安心で消費者が主役となる豊かな社会の実現としています。

その下の基本目標は、I 社会環境の変化を踏まえた消費者行政の充実、II 消費生活相談体制の充実・強化、III 消費者の自立に向けた消費者教育の推進、そしてIV 信頼できる消費環境の構築の四つの柱で構成したいと考えています。

4 今後のスケジュールですが、素案を検討・作成し、外部の委員からなる大分県消費生活審議会での審議やパブリックコメントにより県民の皆様の御意見をしつかり聞きながら、計画案作成の作業を進め、第1回定例会において計画案を報告する予定としています。

山口防災対策企画課長 続いて、資料24ページを御覧ください。

大分県地域防災計画の修正について御説明します。令和7年8月27日に大分県防災会議を開催し、計画の修正案が承認されたので、概要について御報告します。

まず1県の最近の施策の進展等を踏まえた修正です。令和6年能登半島地震を踏まえて、県では、孤立集落対策の強化、被災者支援の強化、応援・受援体制の強化の三つを柱に見直しを行ってきました。具体的には孤立集落対策の強化として、孤立集落等対策指針に基づく分散備蓄の推進、また被災者支援の強化として、避難所における生活環境の充実のため、携帯トイレなどの備蓄物資を追加しました。さらに、応援・受援体制の強化では、災害対策本部が設置された時の保健医療福祉調整本部の新設も盛り込んでいます。その他、第2期大分県地震・津波防災アクションプランを今年3月に策定したので、この内容についても反映させています。

続いて、2(国)防災基本計画の修正等の反映についてです。まず、関係法令の改正についてですが、災害対策基本法の改正に伴い、地方公共団体における物資の備蓄状況について年に

1回必ず公表するように義務付けられました。また、道路法の改正として、道路啓開計画の定期的な見直しが法定化されました。そして、令和6年能登半島地震を踏まえた修正として、上下水道一体での災害対応、防災DXの加速も追加しています。このほか、今回、南海トラフ地震防災対策推進地域に日田市と玖珠町が新たに追加になったので、計画においても追加しています。

3 その他の修正として、協定の新規締結、指定地方行政機関の追加等を行っています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 21、22ページの男女共同参画プランの関係です。私は商工観光労働部の関係では何度かこの件を発言したことがあるのですが、それでも、雇用されている方に関しては、こどもを産み育てられる環境づくりはかなり進んでいると思うのですが、個人事業主である女性や夫婦、御家族で商売など事業をされている方について、出産の環境やこどもを産み育てながら仕事を続ける環境は、大変遅れているのではないかと思うのです。商工観光労働部に聞いても、特に支援策的なものはないということでした。

例えば、美容系のサロンとかを女性が1人で経営されていたり、自分1人でやっている場合に、出産にあたって休まなければならない。そのときに何の支援策もない。例えば、店舗を借りていたら、家賃の補助とかなくて、収入は途絶える、支出は必要という状況になる。あるいは、客が定期的に通ってくる美容室でも、客を一旦手放さなければならない状況になるわけですね。

ですから、やはり個人事業主、あるいは夫婦等で営んでいる事業に関しても何らかの支援策が必要ではないかと思います。農業などでは、出産についてお手伝いしていただく方の入件費のサポートをしています。そういうところを充実することによって、出産の高齢化とともに、出産年齢を若いうちに出産する機会をつくってい

くことにもつながっていくかと思うのですね。やはり、働きながら、仕事しながらこどもを産める環境にないことが出産の高齢化につながって、なかなか産みたくても年齢が上がっていくと不妊治療が必要ということにもつながっていると思うのです。ですから、生活環境部としても、その点を是非考えていただきたいのが1点。

あと、性被害の関係ですけども、痴漢被害とかを含めた調査ってされているのでしょうか。私、警察の方では痴漢の防止とか、もし痴漢じゃないかということを見かけた場合の対処だとか、そういうことをもっとPRしていったりする対応が必要じゃないかと申し上げたことがあるのですけれども、生活環境部で、痴漢を含めた性被害に対する調査などが行われているのか、何らかの防止策的なことが行われているのか、2点についてお願ひします。

木内県民生活・男女共同参画課長 2点質疑いいただきました。

1点目の自営業者については、今そのような取組は行っていないですが、国もフリーランスの方々への目を向けていたりとか動きがあったと思うので、商工観光労働部とか他部局とも、このプランをつくる中で検討の一つに加えていきたいと思います。

それから、痴漢の被害について、そういう調査をする手段を持っていないので、例えば、おおいた性暴力救援センターすみれなどに相談が来ていれば、統計的に処理することはできると思うのですが、警察と違ってそこを調査するのは難しいのかなと考えています。

猿渡委員 関係の他の機関などとも連携しながら、その点、今後是非調査もしていただき、前向きに考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

福崎委員 教えていただきたいのですが、17ページ、女性が輝き活躍できる社会づくりの推進の13.3%という管理職登用の実績。大分県府における女性の管理職登用率ってどのくらいなのか教えていただきたい。

もう一つが、22ページの第5次おおいた男

女共同参画プラン実施状況ですが、この中で、6歳未満のこどもを持つ男性の家事・育児関連時間の全国順位が、平成28年は12位だったのが、令和3年の社会生活基本調査では46位とえらい下がっているのですが、どういう原因でここまで下がっていったのか。子育て日本一を目指している割に、46位はあり得ないと思うのですが、教えていただきたいと思います。

木内県民生活・男女共同参画課長 県庁の管理職の割合は今すぐにはお答えできないので、また後ほど調べてお答えします。

それから、6歳未満のこどもの関係ですけれども、これは私の記憶では、ある特定の日の何日間で全国調査を行うので、タイミングによる影響がかなり大きい調査と聞いていますが、大分県の例えば育児時間とか家事時間が下がったというよりは、相対的なところで下がったものだと思っています。

福崎委員 しかし、目標1位と書いてあるね。偶然にも悪い日に当たったみたいな、それで済まされる問題じゃないと思うのだけど。じゃ、たまたまいい日に当たったらしいのかという話なのですが、しっかり分析していただきて、1位になるように目指すなら1位を目指さないといけないと思うのですよ。四十何位が、赤括弧もされていなくて、さらっとこうかというところも見受けられるので。

それと、県府における女性の管理職登用率は15.1%は超えているということでいいですか。管理職、今見ただけでも1人しか女性はないんですけど。どう考えても13.3%といったない気がせんでもないです。福祉保健部なんか女性が多いけど。そこら辺、後でいいので教えていただきたいと思います。

もし、この15.1%に県府がいっていなかったらどうするのかというところ。もしいっていればいいですけど、自分たちの目標値より低かった場合は、何か対策を考えているのか。自分たちのところが達成もできていないのに、ほかの企業に達成しろなんて言うこと自体がどうなのかなと感じるので、そこは考え方をお聞きしたいのですが。

木内県民生活・男女共同参画課長 さきほど、6歳未満のところは私の回答が悪くて申し訳ありませんでした。担当部署にはしっかりと取り組むように伝えています。

それから、県庁の中の管理職の割合については、現在、最新の数字が令和7年4月1日現在で、課長級以上の女性職員の割合は12.1%と公表されています。県の職員については、特定事業主行動計画で別途計画を立てて管理しているので、そこはしっかりと人事課が取り組んでいると思います。

民間企業も同じですけれども、なかなか課長級以上のところが目標達成できていないのですけれども、その下の、例えば県でいけば班総括といったところはしっかりと育っていますので、しっかりと管理職につないでいく等の取組をしていると思いますし、私どもも今そういう取組として、次世代の女性リーダーの育成等に力を入れているところです。

福崎委員 まずは、県庁内の登用率を上げていくべきではないかと思います。13.3%より低いといついかがなものかなと。人事課が考えているからいいのではなくて、元々こここの目標は自分たちで定めている施策指標があるのですから、これに対してしっかりと担当部署として責任を持って、人事課に言うなり、もっと上がるよう頑張れと言うなり、取り組むべきじゃないかということを力強く言うべきと思うのですが、部長、どう思いますでしょうか。

首藤生活環境部長 力強く言うべきであると思いますので、今後も言っていきます。徐々に係長級、総括クラスの女性職員は増えてきているので、積極的に課長級以上、いわゆる管理職にも登用するよう、総務部にもしっかりと伝えたいと思います。

高橋委員 11ページの地域防災力の強化について、避難訓練の実施率は上がっているということなのですが、前にお尋ねしたのですけども、実際の県民、地域住民の参加率はどうなっているのか何か資料はありますか。

山口防災対策企画課長 訓練の実施率が上がっているが、どのくらいの参加者が集められて

いるかという御趣旨かと思います。訓練の参加者数については調査していません。これは訓練等に参加した人数の把握がなかなか難しいので、実数は調査していないのが実情です。

一方で、おっしゃるとおり実効性を高めるのは非常に重要な取組と思うので、しっかりと意識のすり合わせをしていきたいと思っています。

高橋委員 地域の高齢化とかマンネリ化とかいろいろあって、私も地域でいろんな行事に出るのですが、何か数が少しずつ減ってきているなど、本当に災害が起きたとき、これで大丈夫かと。毎年やっているのだけど、やるたびにだんだん人数が少なくなってくる。いつも来る人だけしか来ないという状況で、地域の中の共助ができるのかなと。

消防団の数もだんだん減ってきているし、学校現場も忙しくて、一生懸命やっている学校はやっているけれども、なかなか日頃の行事の中で訓練に参加できるときとできないときもあるので、せっかく訓練数が上がるなら、参加人数も上げていければと思います。地域に呼びかけて、なるべく訓練に参加してくださいという工夫が必要かなと思います。よろしくお願いします。

山口防災対策企画課長 私も先日、日田市大鶴地区の訓練に参加させていただき、同じような御意見をいたしましたところです。高齢化が進んでいてなかなか参加ができない、また同じ人の参加になってしまいういうお話をお聞きしました。単純な訓練だけじゃなくて、座学も含めてあの手この手を使って訓練率を上げるように努力をしたいと思います。よろしくお願いします。

吉村委員 私からは要望になりますが、男女共同参画プランについては一般質問もさせていただきました。ありがとうございました。特に私も番号7や、部長からは番号17などについても答弁いただいたところです。やっぱり1番の男は仕事、女は家庭という意識の改革は大事と思っています。ここはまだ58.8%で、半数近くの人がこの考えに賛同しているわけなので、女性を登用しろと言われてもというところも実際あるのかなと思っています。そこを目指せる

ような環境づくり、社会づくりも、是非頑張っていただければなと思っています。

11ページ、人的被害ゼロに向けた地域防災力の強化について、ここは地域で声があつたので、お伝えしたいと思うのですけども、避難訓練で県もアドバイザー派遣等をやっているので、是非その訓練の内容もアドバイスしていっていただければと思っています。

避難所が海辺にあり、海辺に逃げる訓練をしている地域があつて、不思議でたまらんという地域の方の声です。確かにそこはちょっと高くなっているので、津波が来るぞという雰囲気の中で、わざわざ海側に、というところもあるので、この辺のミスマッチはどこかが見ていかないといけないと思っています。是非県からインシアチブを取ってもらえればと思います。

これは2件とも要望です。よろしくお願ひします。

今吉委員長 1点だけ。6ページの大分県長期総合計画の実施状況について。移住促進策による移住者数を目標指標にしているけど、それぞれの市町村の数の合計を出しているわけですね。

新田生活環境企画課長 こちらは企画振興部の取組なので、当部では分からぬところです。

今吉委員長 多分、いつも移住の数の合計は各市町村が上がってくるのを県が把握すると思うのですよ。しかし、市町村によって基準は違うのですね。そこは何か統一基準を県として出さないといけないと思うので、そこはどうでしょうか。

新田生活環境企画課長 その旨、企画振興部に伝えたいと思います。

今吉委員長 ほかに御質疑等はありますか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

戸高委員外議員 さきほどの自主防災組織で、大分県は組織率は非常に良くて、実動が厳しいということだったが、目標指標の達成度が94.1%になったのは非常に大きな成果。

ただ、課題はさきほど高橋委員が言ったとこ

ろだと思います。これは要望ですが、毎日のように人が集まって、見守りも必要という施設の指定管理を受けている事業者がいるんですが、指定管理を受けてからもう十数年になるが一度も避難訓練をやったことがなかったと。AEDの講習ぐらいはしないと言ったら、やっと1回したところがあったのですね。

だから、各部局と連携して、指定管理を受ける事業者の仕様などで、BCPも含めていろいろあるでしょうけど、役割を含めた連携をしっかりと確認事項の中に入れるよう要望したいと思うので、よろしくお願ひします。

佐藤委員外議員 同じところばかりで申し訳ないのですけど、11ページの自主防災組織避難訓練等実施率が実績値で84.7%とあるが、この自主防災組織というのは、各地域でつくっている、自治会でつくっているところもあるだろうし、もう少し広いところでつくっているところもあるのですが、それらの84.7%ということですか。

山口防災対策企画課長 今の御指摘のとおり、自治会イコール自主防災組織のところもありますし、独自で自主防災組織を別につくっているところもあります。

私が行った日田市大鶴は別につくっているパターンでしたが、そういったところの実施率が84.7%ということになっています。

佐藤委員外議員 すぐく数字が高い気がするのですけど、市が例えば全域で警報を鳴らしてやるものも数字に入っているのでしょうか、多分。

山口防災対策企画課長 市町村によっては、全域でやるときに、自治会全部に声をかけて行っているところもあります。ただ、大分市など、厳密に分けているところもあり、市町村によって考え方方が若干違うところはあります。

今吉委員長 ほかに御質疑等はありますか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 ほかに質疑もないのに、次に、⑦について報告をお願いします。

若松環境保全課長 資料25ページを御覧ください。

令和6年度の大分県における大気環境等の調

査結果について、主な項目を御報告します。なお、調査結果には中核市である大分市のものも含まれます。

まず、1 大気環境についてです。

(1) 大気環境常時監視測定結果ですが、光化学オキシダントを除く 5 項目が環境基準を達成しました。光化学オキシダントについては、僅かに基準を超過する時間があったため、非達成となりましたが、環境基準以下であった時間の割合は約 95 % でした。また、注意報の発令はありませんでした。

PM2.5 については、昨年 4月 19 日に黄砂が原因と考えられる濃度の上昇があり、中津・宇佐地域で注意喚起を発令しました。暫定指針値である日平均 70 マイクログラムパー立方メートルを超えると予想されたため注意喚起を実施しましたが、短時間で終息したため、暫定指針値の超過には至っていません。

その下、(2) 有害大気汚染物質調査結果についてです。

環境基準はすべて達成しましたが、1, 2-ジクロロエタンは、杵築市の 1 地点で指針値を超過しています。原因施設に対して、排出量削減等の指導を行っているところです。

次に、資料右側 2 水環境についてです。

(1) 公共用水域の水質測定結果の概要について、①健康項目は、合計 97 地点のうち、95 地点で環境基準を達成しています。二つの河川の 2 地点で砒素が環境基準を超過しましたが、これは上流域の温泉に起因する自然的なものと考えられます。

次に、②生活環境項目については、合計 64 水域で調査した結果、60 水域で環境基準を達成しています。残りの 4 水域が非達成であった主な原因としては、赤潮発生の影響等が考えられますが、引き続き調査し、注視していきます。

次のページを御覧ください。

左側、(2) 地下水の水質測定結果の概要については、77 本の井戸のうち、12 本で砒素等の環境基準超過がありました。いずれも継続監視調査している井戸であり、所有者等に連絡し、飲用しないよう指導しています。

次に、下の 3 ダイオキシン類の調査結果については、65 地点のうち、64 地点で環境基準を達成しています。継続調査をしている大分市の地下水 1 地点で環境基準超過がありますが、大分市が井戸所有者に飲用しないよう指導しています。

資料右側の 4 自動車騒音の調査結果については、主要幹線道路に面しており騒音の影響を受ける地域の住居等、8万9,543 戸のうち、97.8 % が昼夜ともに環境基準を達成しています。

その下 5 環境放射能水準調査では、測定項目のいずれも異常はありませんでした。

本県の大気、水等の環境はおおむね良好な状態で推移しています。環境基準非達成箇所についても引き続き指導等の対応を行うとともに、今後も注視していきます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 大分市で P F A S の数値が問題になっています。基準を超えた数値が出たことで関心が高まっていますし、県下各地で調査する箇所数を増やすべきじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

若松環境保全課長 県においては、河川水、地下水でこの P F A S の検査等をしています。今年度でいくと、河川水等も 23 地点、地下水が 17 地点、国や大分市もしていますが、合計でそれぐらいしています。

この中で、県で網羅的にやっているのですが、今年度で全ての環境基準点での検査を終わらせる予定にしており、大分市以外では出でていない状況です。引き続き、常時監視の中で検査を進めています。

猿渡委員 是非拡充、充実していただく方向でよろしくお願いします。

今吉委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 ほかに質疑もないで、次に、⑧と⑨について、一括して報告をお願いします。
渡部危機管理室長 資料27ページをお願いします。

日米共同訓練についてです。

連日報道等で御承知のことかと思いますが、今月11日から25日までの15日間の日程で、本県では、昭和62年度以降10回目となる日米共同訓練が、日出生台演習場と十文字原演習場で実施されています。

資料に数字の記載はありませんが、今回は、陸上自衛隊が約4,600名、米海兵隊が約550名参加し、戦闘・射撃訓練やオオスプレイを含む航空機の燃料補給訓練などが行われています。

県としては、8月5日に国が訓練実施を公表した後、直ちに訓練の詳細を確認しています。あわせて、地元市町村との連携、情報共有体制を構築して、地域住民の不安解消と安全確保に向けて、情報開示と安全管理を徹底するよう要請する旨、知事コメントを発表しています。25日には、副知事が九州防衛局長と面会して、直接要請したところです。

訓練期間中は、防災局内に日米共同訓練等対策班を設置し、関係市町や県警と連携して、情報収集や現地巡回等を行っています。

訓練が始まる前に、先遣隊が演習場外に徒歩で外出したという報道もありましたが、現時点で県民の安全管理に関わる面で大きな問題は生じていません。引き続き、訓練部隊の撤退までの間、注視していくこととしています。

渡辺消防保安室長 資料の28ページを御覧ください。

防災ヘリコプターとよかぜによる消火活動再開について御説明します。

本年4月4日に消火訓練中の防災ヘリから消火バケットが落下するという重大インシデント事案発生して以降、本県防災ヘリによる消火活動は中止していました。

その後、消火活動の再開時期を検討していたところですが、これまでの活動で使用してきた消火バケット方式に用いる部品の新規調達には

多額の費用に加え、長期間を要することが判明しました。このため、令和4年度まで消火バケットと並行して訓練を実施していたベリータンクと呼ばれる消火タンクによる消火活動業務を、十分な訓練を実施した上で、耐空検査終了後の10月20日月曜日から再開します。

なお、その消火タンクの特徴については、消火バケットに比して、機体に専用金具を用いて直接固定するため、落下の危険性が極めて低い、出動準備に時間を要する、散水量は少ないが、巡航速度が速いということが挙げられます。

次に2防災ヘリコプターの巡航スケジュールについてを御覧ください。

現機体については、現在耐空検査中のため、検査終了後に消火活動を含む活動を再開し、今年度末まで運行します。

現在製造中の新機体については、9月22日月曜日に県央飛行場へ納入され、救助・救急、消火活動といった慣熟訓練を実施した後、令和8年4月1日水曜日から現機体と入れ替わる形での巡航開始を予定しています。

なお、大規模災害発生時等において情報収集に用いるヘリテレ、これはヘリコプターテレビ電送システムのことですが、これについては、現行機から新機体に移設しており、訓練実施後の本年11月上旬から情報収集活動の運用のみ開始します。

今後も、県民の安全・安心を守る防災航空隊の使命を果たすべく、体制の充実・強化と安全巡航に努めています。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

首藤副委員長 今の防災ヘリコプターの事故の件、4月、当時説明を受けたときに、金具が外れたということでしたけれども、人的なミスなのかそれとも器具自体の破損なのか、分析はできたのでしょうか。

渡辺消防保安室長 委員がおっしゃったとおり、国土交通省の運輸安全委員会が4月5日から7日まで、追加調査として5月12日から14日まで、2回の調査をしていますが、まだ運輸安

全委員会から調査報告書が届いていないので、原因についてはまだ今もって分かっていないところです。

高橋委員 27ページの日米共同訓練の件、毎回のように言われるのが、情報が非常に少ないですね。何かあっても情報がない、またはあっても遅いのですが、これまでずっと言われてきたことですから、少しずつ改善されていかなければならぬと思うのですが、どうなっていますか。

渡部危機管理室長 委員からの御指摘は、以前一般質問でもいただいたことがあります。現時点で行われている日米共同訓練については、その日の訓練は何をしたかという情報と、明日こういった訓練をするという情報は毎日我々いたくようにしており、県も市町村も併せてホームページ上で公開して、皆さんに見えるような形でいます。

高橋委員 地元の人たちは、今何が起きているのか、明日は何が起るのかが非常に不安になると思うので、地元の各市町村とも連携して、地域住民に目の届くところできめ細かな情報発信をお願いしたいと思います。

猿渡委員 さきほど説明があったように、県としてはいろいろ動いていただいているとは思うんですけども、やはり情報を早く得て、早めに県民にお知らせできるようにしていただきたいということと、今回のレゾリュート・ドラゴン25、十文字原での訓練において、12日にもオスプレイが何回も別府市街地上空を旋回したのですよね。別府の市街地や亀川の方、日出町など、7回も8回も旋回している状況があつて、オスプレイは事故が非常に多いので不安の声が上がっています。

そういう不安の声を是非届けていただくとともに、別府市ともしっかりと連携して取り組んでいただきたいと思うんです。その点、十文字原での訓練が増えていますので、別府市との連携をどのようにしていくのか。

規模も、さっき米海兵隊約550人とあつたけれども、協定では300人となっているのに、それを超えていますよね。私たち、8月26日

に上京して、防衛省とも直接話し合ったのですけれども、防衛省は、支援部隊が組まれているから協定の最大規模の範囲を超えてはいないという説明をしますね。そんなことが通るのであれば、際限なく規模が増えてしまうじゃないかと危惧するわけです。

ですから、支援部隊が云々ということは言い訳にしか聞こえないのですけれども、そういうことは許されないと。規模の300人あるいは車両60台というその範囲をしっかりと守ってくれということを県民の立場に立って強く言っていたいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

渡部危機管理室長 まず、十文字原のオスプレイの件です。

十文字原に限らず、オスプレイに対する皆様の不安は当然承知していますし、我々も連日監視し続けながら九州防衛局に伝えているところです。まず、今まで日出生台周辺の市町村との連携は特にやってきたのですけれども、別府市、日出町、杵築市、十文字原周辺とも今回情報共有しながら、何かあればすぐに対応できるような体制は取っているところです。

2点目の米軍の兵の数です。

300人という数字は、国との取決め上は、米海兵隊による沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練に適用されるものであり、日米共同訓練そのものに適用されるものではありません。しかしながら、近年、訓練の人員規模が増えていく中にあって、ここ2年は米海兵隊が千人規模だったのですが、そこは我々も九州防衛局に懸念を伝えた上で、それが届いたのかどうか分かりませんが、今回はその半数ぐらいに減っているところです。

猿渡委員 しっかりと市町とも連携しながら、全体として傾向としてやはり規模が増えてきているのは事実ですから、今後とも規模縮小を求めるようお願いします。

今吉委員長 別府市とは協定をちゃんとしていると言っていましたよね。今、猿渡委員の言わされた、県と別府市や市町村との協定というか、連携というかね。

渡部危機管理室長 連携ですね。

今吉委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 ほかに質疑もないで、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 別にないのでこれをもって生活環境部関係を終わります。執行部はお疲れ様でした。

[生活環境部退室、福祉保健部入室]

今吉委員長 これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

また、本日は、委員外議員として守永議員、戸高議員、佐藤議員に出席いただいています。

これより、福祉保健部関係の審査に入ります。それでは、最初に合い議案件の審査を行います。総務企画委員会から合い議のあった第78号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

大和県民健康増進課長 資料2ページを御覧ください。第78号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、御説明します。

条例の概要ですが、この条例は、地方自治法の規定に基づき、県の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする範囲を定めた条例ですが、別表第2に規定する大分市に移譲している栄養士法施行令に基づく事務について改正するものです。

次に、栄養士法施行令改正の概要ですが、都道府県の事務負担の軽減を図るために、栄養士及び管理栄養士養成施設の指定に係る申請・届出手続のうち、当該条例に係る手続としては、軽微な2つの届出について、都道府県経由事務が

廃止されました。

次に、条例改正の内容です。施行令の改正により、保健所を設置している大分市に事務を移譲している条例の別表第2から、当該届出の規定を削除するものです。

施行日は、改正施行令と同じく令和7年11月1日とされています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 別にないので、これより採決に入れます。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、付託案件の審査を行います。

第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算第2号のうち、福祉保健部関係部分について執行部の説明を求めます。

首藤福祉保健部長 3ページを御覧ください。第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算第2号について、御説明します。

今回の補正では、医療提供体制緊急支援事業及び入院小児患者付添い環境改善事業の2事業に係る経費を計上しており、補正予算額は、表の赤枠で囲んでいる中央部にある5億6,937万5千円です。

既決予算額を加えた現計予算額は、その右の1,155億1,293万7千円となります。

事業の概要については、担当課長から説明します。御審査のほどよろしくお願ひします。

坪井医療政策課長 4ページを御覧ください。補正予算の概要について説明します。

1番、医療提供体制緊急支援事業、補正予算額は5億5,059万5千円です。

この事業は、少子高齢化・人口減少の進行による医療需要の変化や人手不足に対応できる医療体制を確保するため、病床数の適正化等に取り組む医療機関を支援するものです。

具体的には、病床数の削減を行い、入院医療を継続する病院、診療所への給付や病床の機能分化に伴う施設整備に係る物価高騰分に対する助成などを行うものです。

続いて、2番、入院小児患者付添い環境改善事業、補正予算額は1,878万円です。

この事業は、入院中のこどもに付き添う家族の負担軽減を図るために、付き添う家族が休息できるスペースの設置等に取り組む医療機関を支援するもので、施設改修や備品整備に要する経費に対して助成を行います。

荒金薬務室長 5ページを御覧ください。

債務負担行為について御説明します。一番上の医療政策課の病院薬剤師奨学金返還支援事業、限度額8,794万5千円の債務負担行為の追加をお願いするものです。

これは、県内の病院薬剤師不足の解消を図るために、奨学金返還支援制度を導入する医療機関を支援する事業に関するものです。

今回の補正予算では、債務負担行為で令和8年度から令和13年度にわたる支出に係る経費を計上します。

高木福祉保健企画課長 引き続き、5ページを御覧ください。

上から2番目の高齢者福祉課の社会福祉介護研修センター管理運営委託料、限度額8億7,317万5千円から、三つ下の障害福祉課の聴覚障害者センター管理運営委託料、限度額1億7,309万円までの4件の債務負担行為の追加をお願いするものです。

これらは、いずれも今年度で指定管理期間が満了する福祉保健部関係の公の施設における指定管理委託契約の更新に伴うものです。

今年度中に指定管理者を選定し、令和8年度から5年間の基本協定を締結しますが、この中で、指定管理委託料の総額、上限額を盛り込む

こととなります。

今後のスケジュールについては、第4回定例会にて指定管理者指定議案を提案し、令和8年第1回定例会では指定管理委託料予算議案の提案をしたいと考えていますので、御審査のほどよろしくお願いします。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

高橋委員 4ページ、2の医療政策課の入院小児患者付添い環境改善事業ですが、付添い入院で保護者は寝る場所がない、病院から飲食が出ないということですね。

負担軽減のための付添い環境改善ということで、就寝スペースを取るための費用以外に何かあるのですか。

坪井医療政策課長 こちらの事業ですが、今おっしゃったとおり、就寝スペース——仮設のベッドやソファーベッドの購入など、あとは電子レンジの購入なども含めて、付添いをされる家族の負担軽減を図るもので広く支援するものです。

高橋委員 一歩ずつ前に進んでいただいて大変ありがとうございますが、欲を言えば、今度は食べる方ですね。こどもが入院しているから、外に食べに出ることができないのもあって、コンビニの食事が続くことも聞いているので、今後の改善として、病院からの食事提供があった場合に、その補助も考えていただくとありがたいなと思うので要望です。

猿渡委員 医療提供体制緊急支援事業の病床数の削減を行う病院、診療所への給付金についてです。

病床数の適正化と言うのですが、病床数を減らせば給付金を1床につき410万円出しますよと。これは昨日も一般質問で堤議員からありました、病院経営が今非常に厳しい中で、病床数を減らしたら支援しますよ、給付金出しますというのには賛成できません。

コロナ禍に病床が足りず、病院の医療機関等も大変苦労された。老人施設で亡くなつた方もいらっしゃったわけですよね。老人施設で亡く

なった方の状況などを調査・把握しているのか、コロナ禍の大変な状況だったことをどういかしていくのか。新興感染症がはやった場合に、コロナ禍の最初の時期のように、どういう病気なのかよく分からぬ状況の中で感染が広がったり、病院のスタッフも感染をして出勤できなくなったり、病院は今もコロナがはやっていて、予定していた手術や入院ができなくなったりという状況もあると聞いています。

ですから、昨日の答弁では、緊急時のコロナのような場合と平常時とは分けて考える、658床、目標を超えて今確保しているから大丈夫という趣旨の答弁があったかと思いますが、それで本当に大丈夫ですかという声があります。

この658床の医療圏ごとの内訳はどうなっているのか。身近なところで治療を受けたいというのもあると思うのですよね。コロナの時に遠くの病院まで行かなければならなかつたりという面でも問題があるのではないかと思うし、病床数を減らすことは医療従事者も減らすことにつながっていくと思うので、新興感染症等の対応とは両立し得ないと私は思うのですけれども、その点はどのように考えていますか。

坪井医療政策課長 今回の病床数削減事業の趣旨について、改めて御説明します。

委員おっしゃるとおり、病床数を削減したところに支援する形に結果的になっていますが、趣旨としては、入院医療を継続させる——守っていくためのものであって、経営的に病床の維持が難しくてやむを得ず削減するところからスタートしているものです。

その上で、今回の病床数削減の給付を支給する医療機関、対象をこれから決定しますが、その場合には、地域の入院医療に与える影響がないかを確認した上で、昨日、部長が答弁しましたが、感染症の隔離病床は対象としないなど、入院医療の継続維持に反しない形で行っていくことを考えています。

池邊健康政策・感染症対策課長 新興感染症に関する病床数の目標に対して、医療圏ごとは大丈夫かということですが、県で定めている感染症予防計画において、国からは特に求められ

ていなかつたのですが、二次医療圏ごとに目標数を設定しており、その目標を全ての医療圏で全てクリアしています。

なので、新興感染症が起きると、基本的にはまず二次医療圏内での入院調整が始まりますが、全ての二次医療圏で、病床、自宅療養や発熱外来の数等に関しても目標をクリアしています。**猿渡委員** 今、病院経営が厳しいのは、そもそも診療報酬が低く抑えられていることが大きい要因だと思うので、こういう形で給付金を出しますよというのではなくて、やはり国として診療報酬をしっかりと上げて、地域医療を守る方向で努力いただきたい。そのため、県としてもしっかりと国に向けて働きかけていただきたいと思いますが、いかがですか。

内田理事兼審議監 おっしゃるとおりで、今、国に対して、診療報酬の臨時的な手当や物価などにスライドした方式を取り入れるよう要望をしているところです。

その上で、今回の病床数削減については、今、委員がおっしゃったように、各病院ともコロナ後は非常に厳しい状況で、診療報酬の面もありますが、患者の受療動向の変化もあります。

以前であれば病院にかかっていた状態であつても、まだかからなくてもいいかとか、入院と外来両方で治療できるのであれば外来で済まそくかといった受療行動が多くなってきていると病院関係者から伺っています。

そういったこともあって、コロナ前の病床稼働率になかなか戻らない病院が非常に多くなっています。

加えて、看護師がなかなか確保できずに、その上、患者の入院も少ないから病床を動かしておくるのが経営上、非常に無理があり、自然に休棟状態——使わない状態になっている病床を抱える病院が増えています。

そういった部分について、休棟あるいは稼働していない病床は経営上よくないので、今回の補助金を活用していただく医療機関が今回ほとんどとなっています。御理解いただければ大変ありがたいと思っています。

猿渡委員 病院になかなか行かないというのも、

国民生活が物価高で大変厳しい状況にあることが背景にあると思うのですね。人手の確保、人員確保がなかなかできないことも、大変な仕事であるにもかかわらず労働条件がどうなのかとか、人件費分に対して国からのこれが十分でないとかいう問題もあると思うので、答弁はいいですけれども、是非国にしっかり働きかけていきながら、地域医療を守る方向で努力いただきたいと思うので、よろしくお願ひします。

福崎委員 5ページに債務負担行為の令和7年度以降の支出予定額が示されているのですが、これまでの限度額と比べて物価上昇や人件費の上昇による見直しがされたのか、どのくらいアップされたのかが分かれば教えていただきたい。

高木福祉保健企画課長 一つの例で言いますと、高齢者福祉課の社会福祉介護研修センター管理運営委託料の8億7,317万5千円ですが、前回の令和2年度からの期間は約8億2,200万円で5千万円ほど違います。単年度で大体1千万円ぐらい人件費とか管理委託料で価格が上がっています。

福崎委員 では、これは四つとも見直しされたということでおよろしいですね。

高木福祉保健企画課長 四つとも見直しされています。ちなみに、母子・父子福祉センターは単年度でいうと大体110万円ぐらい、身体障害者福祉センターでいえば960万円ぐらい、聴覚障害者センターでいえば単年度でいくと460万円ぐらい、それぞれ上乗せされています。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないで、さきほど審査した生活環境部関係を含め、一括して採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議があるので、挙手により採

決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 挙手多数あります。

よって、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第80号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

三重野こども・家庭支援課長 6ページを御覧ください。

第80号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、御説明します。

1改正条例ですが、(1)から(3)の3つの条例は、児童福祉法等に基づき、児童福祉施設や指定障害児入所施設、一時保護施設の設備及び運営基準等を定めたものです。

2法改正の内容ですが、保育所等において、虐待等の不適切事案が相次いだことを踏まえ、虐待対応の強化の観点から、左側改正後の欄のとおり、児童福祉法第33条の10で規定する被措置児童等虐待の通告義務の対象に、母子生活支援施設や保育所等の職員が追加されました。あわせて、所管行政庁や審議会等を定義する2つの項が新設されたところです。

そのため、3条例改正の内容のとおり、各条例で引用している法第33条の10の項ずれに伴う改正を行うものです。条例の内容には変更はありません。

4施行日は、法と同じく令和7年10月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

今吉委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第81号議案大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

荻障害福祉課長 7ページを御覧ください。

第81号議案大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明します。

まず、条例の概要ですが、本条例は、身体障害者福祉法等に基づき、補装具費支給の必要性の有無の判定等を行う大分県身体障害者更生相談所の業務等について定めたものです。

次に、法改正の内容ですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、障害福祉サービスの中に就労選択支援が新たに追加されました。

そのため、次の条例改正の内容のとおり、本条例第3条第3号において引用する法第5条の項ずれを改正するものです。条例の内容そのものに変更はありません。

最後に、本条例の施行期日は、法と同じく令和7年10月1日としています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑になります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 今、説明があった就労選択支援の内容について少し教えてください。

荻障害福祉課長 7ページの真ん中の右あたり、白い枠囲いで書いてある就労選択支援。これは、障がい者本人が就労先、働き方等についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。10月1日から開始予定です。

今吉委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これより、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

今吉委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願12最高裁判決に従い生活保護制度の充実を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

川邊保護・監査指導室長 8ページを御覧ください。

請願12最高裁判決に従い生活保護制度の充実を求める意見書の提出について、御説明します。

この請願は、生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決を受け、国に対し生活保護基準の引上げを求め、保護受給者の生活状況改善を要望するものです。

平成25年生活保護基準引下げによる保護変更決定処分を不服として保護受給者が提訴した裁判において、最高裁は物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があり違法であるとし、保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡しました。

この判決を受けて国は、学識経験者の専門的知見に基づく検討を行うため、社会保障審議会生活保護基準部会の下に専門委員会を設置し、最高裁判決の趣旨及び内容を踏まえた今後の対応の在り方について検討を行っています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑になります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

首藤副委員長 この請願に対して反対の立場での意見ですけれども、2、3については、現在、所管の厚生労働省で既に専門委員会を設置済みで、今、丁寧に議論が進んでいる状況なので、結果を見て判断したいと思います。

猿渡委員 専門委員会で議論をされているので、その中で、この最高裁の判決の趣旨に沿って、できるだけ早く公費をアップしていただくよう、また、これまでの分も合わせて支給いただくように早く対応いただかないと、今本当に物価高の中で非常に厳しい状況にあります。憲法第25条で、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとなっているけれども、今、それが本当に物価高の中で保障できない状況にあるわけですね。猛暑の中でもエアコンがないとか、あっても電気代を心配して使うことができないとか、水をかぶらないと寝られないとかいう状況があるので、これは是非皆さん賛成いただいて、採択いただきたいと思います。

吉村委員 1に関しては、最高裁の判決に基づいて、今後適切に検討されていくものと思っています。2、3については、さきほど保護・監査指導室長からお話があったとおり、私も確認をしましたが、実際に厚生労働省の中にチームをつくって検討が進んでいる状況なので、今の段階でこの請願を提出するのは時期尚早かなと。しっかり国の動きを確認すべきではと思っています。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないで、これより、本請願の取扱いについて協議します。いかがでしょうか。（「採決をしていただきたい」と言う者あり）

それでは、採決についてお諮りします。

請願12については、採択すべきものと決することに御異議はありますか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議があるので、挙手により採決します。請願12については、採択すべきものと決することについて、賛成の方は挙手願います。

〔賛成委員挙手〕

今吉委員長 挙手少数であります。

よって、請願12については、不採択すべきものと決定しました。

続いて、請願13高齢者の聴力検査・検診及

び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めるについて、執行部の説明を求めます。

渡邊高齢者福祉課長 9ページを御覧ください。

請願13高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めるについての説明します。

この請願は、加齢性難聴者に対する聴力検査制度の創設など、計4項目について要望するものです。

難聴者の補聴器購入に対する支援としては、高度・重度難聴の場合は、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度があり、普通の会話を聞き取れない聴覚障害6級以上として身体障害者手帳を交付された方であれば、年齢を問わず対象となります。

また、中等度や軽度の難聴の高齢者への補助については都道府県では現在、東京都と山梨県のみ実施しており、県内の市町村で補助を実施している自治体はありません。

なお、難聴と認知症の関連性については、現在、国で研究が進められていることから、引き続きその成果を注視していきます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 意見です。請願の中にあるように、認知症との関係についても、厚生労働省の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の中で、難聴は認知症の危険要因の一つであると挙げられています。また、アルツハイマー病協会国際会議で、認知症の約35%は予防可能な九つの原因により起こっており、その中で、難聴が最大の危険因子であると発表しています。

私たち、この問題について8月末に厚生労働省と協議をしたけれども、厚生労働省からは文書で、加齢性を含む難聴者の方が適切な補聴器の使用などを受け入れて日常生活や社会生活を自立して送れるようにすることは重要と考えていると回答がありました。

今、本当に高齢化が進んで、自治会などいろ

んな分野で高齢の方が担っていらっしゃるけれども、意思疎通が難しいことで外出が減ってしまったり、そのことが健康にとっても、認知症を進めるという面でもよくないと思います。集いの場を大分県が進めているのも、そういう意味があつてのことだと思っています。そういう中で非常に大切なことです。

さきほど、県内ではまだ補助がないと言ったけれども、豊後高田市で今開かれている9月の市議会に、高齢者の補聴器購入補助事業費というのが提案されていると聞いています。全国的にもかなり増えてきているので、是非これも採択いただきたいと思います。

首藤副委員長 採択には反対の立場での意見ですが、加齢による難聴はもちろん重大。我が家でも、おふくろが現在89歳で田舎の竹田で暮らしているけれども、日々テレビの音は大きくなつて、僕の言うことも聞こえない状況が続いているけれども、この状況をどう解決していくかが大事であり、そこに公的な予算を投じることにはいろんな意見があると思っています。

ですから、難聴の方々は特に孤独だとかコミュニケーションが不足になつたりするので、御家族あるいは近所の方々とコミュニケーションできる環境づくりなどで応援をしていきたいと思っています。

福崎委員 加齢性難聴は首藤副委員長が言われたように、高齢者が直面する本当に重要な課題と思うのですが、難聴はコミュニケーション能力を低下させて、社会参加を阻害する要因の一つじゃないかと思います。

補聴器等によって聴力が改善されることによって、社会にもっと進出できる、地域にもっと自ら出ていける一歩につながっていくのではないかと思います。

ただ、この補聴器が高額であつて、年金生活者はものすごく経済的な負担になつていて、ここに公的支援の手を差し伸べることによって、その人の生活環境が改善されていくのは大きいと思います。

それから、さきほども言いましたが、聴力の改善によって社会参加が促進されれば、孤立防

止や認知症予防にもつながつて、結果的には社会保障関係費の抑制効果も期待できるのではないかと思うし、早期の聴力検査とか健診制度によって深刻な健康問題の予防にも大きく寄与する可能性があることから考えると、高齢者の尊厳を守つて社会参加できる環境整備ということにつながつていくので、より多くの方がより豊かな生活を送れる環境に寄与する部分もあるのではと思うので、この請願については賛成の立場で言わせていただきます。

高橋委員 私も基本的には賛成です。私の母も、88歳になってかなり耳が遠くなつた感じです。難聴はやがて誰もがなる可能性があるので、今現在は補聴器で補助していくしか方法がないとなっています。

補聴器を見にいくとびっくりするぐらい高い。ピンキリですが、いいのになるとより高い。デザインがとか、外から見えるのが嫌だから付けてたくない方もいるみたいですが、耳の中に隠れるようにして外からは見えないようなものもあるので、日々だんだん技術は上がつてゐるんだと思います。

コミュニケーションもですが、特に難聴になると、道を歩いていて車が来ても分からぬのですよね。人が来ても分からない。日常生活そのものに支障を来すことも多いので、ここは加齢性の難聴だけですが、今、若者がイヤホンをつけて大音量で聴いているので、若年性の難聴も増えており、そういう若者が年齢を重ねると、早く難聴の症状が出るのじゃないかというのもあります。

そういう意味で、補聴器を公的に支援することに対して、反対することはないと思っています。

吉村委員 私は、反対の立場から意見をお伝えしたいと思います。

まず、この普及率の低さ、確かに高額だということは事実だと思っていますが、実際、買つても使っていない方もたくさんいるのも事実だと思っています。補聴器の調整をする技師の方もいますので、そういう部分もしっかりと取り組んでいかなければならぬと思っているし、

相談員に関して、今、私が調べた範囲だと、大分県内は10市町村にしかいないのではと思っています。それも大分市内に非常に集中していますし、人数も多くなく、認定された相談員は余りいないと認識を私はしているので、それを全ての市町村に今すぐ配置できるのかも少し疑問が残っています。

ただ、難聴に関して、今、皆様がお話しになつたように、社会的な問題であるのは当然のことだと認識していますし、孤立を生むことも事実だと思っています。私どもとしては、そういった点も踏まえて、軟骨伝導のイヤホンなどの開発も力を入れてきているところであるので、補聴器に限って公的補助を大きく乗せていくのは、まだ検討の余地があると考えています。

今吉委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

守永委員外議員 今、いろいろお話があって、難聴者が増えることは課題として共通した理解を得ていると感じましたが、その中で、今、難聴を補助する器具として、軟骨伝導などの道具が普及していく中で、やはり高額であることと、専門医がない、少ない状況と、購入する際に高いものだから安いものを選んで、結果的にそれがハウリング等で使いたくないという結果を生んでいる状況、これらの改善を国に求めていくべきだろうなど。

そういう意味で、この補助制度も含めて検討する必要があると思います。

賛否については委員外なので特に触れませんけども、是非それを踏まえて御検討いただきたいと思います。

今吉委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 ほかに質疑もないで、本請願の取扱いについて協議します。いかがでしょうか。

(「採決いただきたい」と言う者あり)

今吉委員長 それでは、採決についてお諮りします。

請願13については、採択すべきものと決す

ることに御異議はありますか。

[「異議あり」と言う者あり)

今吉委員長 それでは、挙手により採決します。請願13については、採択すべきものと決することについて、賛成の方は挙手願います。

[賛成委員挙手]

今吉委員長 挙手少数であります。

よって、請願13については、不採択すべきものと決定しました。

今吉委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より報告したい旨の申出があるので、これを許します。

①について報告をお願いします。

首藤福祉保健部長 10ページを御覧ください。大分県長期総合計画の実施状況について、説明します。

施策の評価方法等については、既に生活環境部から説明しているので省略します。

10ページから12ページにかけて、安心、元気、未来創造の分野別に政策評価、施策評価一覧表を載せています。

このうち、福祉保健部で所管する14施策について、目標達成に向けた取組を進めているところです。

本日は、これらの中から、達成状況が良好であった指標、不十分であった指標について、主なものを御説明します。

13ページを御覧ください。

施策名、結婚・妊娠の希望が叶い、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備についてです。

中段の2目標指標のうち、ii産後ケア事業を利用した人の割合は、令和6年度の目標値9%に対して26.8%となりました。

その下の3指標の平均評価と要因について、二つ目にあるように、昨年度から12市町村において訪問型の産後ケア事業を開始したことや、利用料の減額、対象月齢の拡大といった取組を行い、利用率が大幅に上昇しています。

14ページを御覧ください。

一番下の7施策評価／課題と今後の取組の方

向性についての欄です。四つ目ですが、事業者に対しケアの質向上に向けた研修会を実施するなど、引き続き、安全で利用しやすい産後ケア事業の推進に努めています。

続いて15ページを御覧ください。

施策名、みんなで進める生涯を通じた健康づくりについてです。

中段の2目標指標のi 健康寿命の全国順位は、令和6年度の目標値、男性・女性ともに1位に対して、男性25位、女性10位となっています。

その下の3指標の平均評価と要因です。

健康寿命は、3年に1回の国民生活基礎調査の回答を基に厚生労働省が算出するものですが、一つ目にあるように、令和4年の調査結果を分析すると、男性は20から40代、女性は30から50代、また、高齢者については男女とともに、健康上の理由で日常生活に影響があると回答した県民の割合が増加していました。

16ページを御覧ください。

一番下の7施策評価／課題と今後の取組の方向性について、一つ目ですが、令和7年3月にリニューアルした健康アプリあるとっくを活用して、働き盛りの世代を含めた県民全体の健康意識の醸成を図るとともに、通いの場については、リーダー育成やメニューを多様化することにより、さらなる高齢者の健康づくりに取り組んでいます。

続いて17ページを御覧ください。

施策名、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアの充実についてです。

中段の2目標指標のi 大分県認証評価制度ふくふく認証認証法人数は、令和6年度の目標値40法人に対して28法人、達成度は70%となっています。

その下の3指標の平均評価と要因に記載のとおり、本認証制度は、働きやすくやりがいのある介護現場づくりが実効性のある取組となるよう、介護DXやノーリフティングケアに関する項目など高度な基準を設けていることから、事業者が認証取得するために想定以上の時間を要している状況です。また、6月末時点で78法

人、現時点では79法人が認証取得を目指して参加宣言を行い、職場環境改善等の取組を進めています。

18ページを御覧ください。

一番下の7施策評価／課題と今後の取組の方向性の二つ目、11月11日の介護の日に合わせたイベント等を通じてふくふく認証制度の知名度向上を図るとともに、各法人の認証取得を支援する個別対応セミナーを開催します。

続いて19ページを御覧ください。

施策名、障がい者の希望や特性に沿った就労・自立支援についてです。

中段の2目標指標のi 雇用障がい者の実人数は、令和6年度の目標値3,037人に対して3,148人となっています。

その下の3指標の平均評価と要因の一つ目、障がい者雇用アドバイザーによる就労希望者と企業とのマッチング支援や企業向けの情報誌の発刊、障がい者雇入れ体験といった取組により、目標達成につなげることができます。

20ページを御覧ください。

一番下の7施策評価／課題と今後の取組の方向性の一つ目ですが、引き続き、障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問やマッチング支援等を実施するとともに、三つ目のところにあるように、合同企業説明会の開催により、雇用障がい者の実人数を増やし、障がい者が心豊かに暮らし働く社会づくりを進めています。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

福崎委員 施策評価についての考え方をお聞きしたいのですが、15ページのみんなで進める生涯を通じた健康づくりは、目標指標が二つあって、一つは著しく不十分という評価で達成不十分という平均評価ですが、施策評価としてはBです。片や、17ページの高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアの充実は、著しく不十分という評価及び平均評価でCなんですね。

指標がいっぱいあっても、低い方で評価しないといけないのではないかと。これはどう考えても、15ページのみんなで進める生涯を通じ

た健康づくりは、平均を取ってBにしているのかと感じるのですが、こういうのは低い方を取って、厳しく評価することで次なる施策につなげて高めていくことが私は考え方じゃないかと思うのですが、どういう評価の仕方をしているのかお聞きしたい。

首藤福祉保健部長 おっしゃるように、低い指標の方をいかに高くしていくかに着目して取組を進めていく姿勢が大事とは考えています。

評価の指標そのものについては、今おっしゃったように、平均を取るとか、二つであれば低い方にそろえるとかではなくて、全序を統一した考え方に基づいて評価しているので、今のお話は企画振興部等とも共有したいと思います。

猿渡委員 一つは産後ケアについてです。

努力いただいていると思うのですけれども、産後ケアに取り組んでいる方から、物価や電気代、光熱費が高い中で、運営が厳しいという声をいただいている。なり手、取り組む助産師も増やしていくためには単価アップが大事だという御意見をいただいているので、是非お願ひしたいと思います。

あと、雇用に関してはいろんな支援があると思うのですが、先日、広報委員会で若い方と意見交換する場があり、そのときに聴覚に障がいがある大学生から御意見をいただきました。大学に入ったときにいろいろと合理的配慮を求めるのだけれども、なかなか十分に理解してもらえないで、うまくいかないことが悩みだとおっしゃったのですね。

そのときに、障がい者に対しての専門知識を持っている方が間に入って、大学側と協議したり、環境の改善などについてサポートしてもらいたい、オンラインなども含めて支援が必要だという声をいただきました。

大学への進学率が障がいを持っていると非常に低くて、もっと障がいを持っている方も進学できる環境を整えてもらいたいという御意見だったのです。

非常に大事な御意見で、教育委員会とも話をしたいとは思っているのですけれども、是非連携いただいて、充実していただければと思うの

ですけれども、いかがでしょうか。

鈴木こども未来課長 産後ケアについてお答えします。産後ケアについては、実施主体である市町村、また実施機関である助産士会等としっかりと実情等を踏まえて議論等、事情をお聞きする等をしていきたいと思っています。

荻障害福祉課長 聴覚障がい者への合理的配慮についてお答えします。御案内のとおり、今、差別解消法と情報アクセシビリティ推進法で、障がい者に対する合理的配慮はクローズアップされています。お困りのことがあれば、何なりとお近くの障がい者相談支援事業所に相談いただきたいと思いますし、あまりに合理的配慮が欠けている事案であれば、県に差別解消センターを置いているので、是非そちらに御相談いただければ、間に入っているいろいろな相談に乗っていただけるかと思います。

猿渡委員 聴覚障がいに限らず、いろんな障がいを持っている方々が進学の機会を得て学んでいくことは大事だと思うので、個別にここに相談に行ってくださいというのも大事かと思うけれども、大学側とも連携を取っていただいて、大学側がどうしたらいいのかというときにここに相談したらいいとか、連携を取れる体制を充実していただければと思いますので、要望します。

高橋委員 私も産後ケアの件ですが、産んだ後の子育てをしっかりとフォローしていくことが、次のこどもを産もうかということにつながっていく。そこで、この産後ケアが今後より重要なになってくると思います。それに対する補助などは、大分県助産師会とも十分に協議の上、是非これからも後押しをお願いしたいと思います。

実際に産後ケア事業を実施する市町村数が令和6年で12市町村ということですが、残りの市町についてはどうなのか。助産師は大分市に集中していて、恐らく利用される方も大分市近辺が多いのではないかなど。逆に、周辺部はなかなか利用したくてもできない、フォローを行きたくても、してもらいたくてもできないところがあるのではと思うのですが、残りの自治体はどうなっているのかお伺いします。

鈴木こども未来課長 産後ケアについてお答えします。

さきほどの実施市町村は、令和6年の数値です。五つの市町村が実施していませんでしたが、令和7年度に入ってそのうち三つが実施することとなって、今、訪問型を行っていないのが二つです。

その上で、産後ケア事業については、県内でどちらの地域でもほかの施設や助産院等が使えるように、県内全域で相互利用できるような形で県が調整しているので、例えば、姫島村の方でもサービスを御利用いただける環境づくりをしているところです。

今後も引き続き、より皆さんのが御利用いただきやすい環境をつくっていきたいと思っています。

高橋委員 ちょっとよく分からぬ。令和6年に産後ケア事業を実施しているのは12市町村だけ、令和7年に行っているのがいくつですか。

鈴木こども未来課長 16です。

高橋委員 16ですね。分かりました。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

守永委員外議員 19ページの雇用障がい者の実人数について、達成率103.7%ということですけれども、この雇用障がい者の実人数は、県外に本社がある会社の雇用障がい者も含めての数でしょうか。

日野障害者社会参加推進室長 基本的には県内に本社のある会社の実人数です。県外の場合は県外で算入されます。

守永委員外議員 いつも思うのですが、本社が県外にある企業で雇用されている障がい者も結構いらっしゃるので、大分県下の障がい者の雇用率ってもっと高いのじゃないかと思うのです。その辺、把握することはできないのですか。

日野障害者社会参加推進室長 多分、全国的な調整が必要と思うので、現時点では難しいと思っています。ハローワークなどを通じて聞ける

こともあると思うので、聞ける範囲で聞いてみたいと思います。

守永委員外議員 大分県下の障がいを持っている方の雇用の状況が、本社が県内か県外かでつかみづらくなっている。他県との比較ではなく大分県として把握するために、一度は調べておいた方がいいと思うので、もしできるならお願ひしたいと思います。

佐藤委員外議員 13ページの出会い系サポートセンター成婚数の関係ですが、このくらい成婚数を上げるのはすばらしいことだと思うのですけれども、年数がいけばいくほどどんどん難しくなってくるので、ここに書いているように、新規会員をいかにして増やしていくかが問題になってくると思います。

今、令和5年、6年、7年と、どのくらい数字が増えているのでしょうか。

鈴木こども未来課長 出会いサポートセンターの会員数についてお答えします。

直近の数字でいくと1,455名で、令和6年度末1,405名、5年度末1,414名から若干ですが伸びており、会員数の増加を図ることができている状況です。

広報等も含めて充実を図りながら、より会員数を伸ばしていくこうと考えているところです。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないで、次に②について報告をお願いします。

高木福祉保健企画課長 資料21ページを御覧ください。

公社等外郭団体の経営状況、社会福祉法人大分県社会福祉協議会についてです。

項目2資本金等の総額は1,500万円で、県からの出資金はありません。

項目3事業内容ですが、1の社会福祉を目的とする事業の企画及び実施や2の社会福祉に関する活動への住民参加のための援助などとなっています。

項目4、6年度決算状況ですが、左側の事業活動計算書の一番下、当期経常増減差額は2,469万9千円の黒字で、令和元年度以降、6

期連続の黒字を達成しており、経営状況は安定しています。また、右側の貸借対照表の下から4行目の純資産については31億6,806万6千円となっています。

続いて、項目5問題点及び懸案事項ですが、3行目、当期経常増減差額は黒字となりましたが、今後、総合社会福祉会館の老朽化に伴う施設改修等が見込まれることから、引き続き財政基盤の強化に取り組む必要があると考えています。また、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進する人材の育成・確保とともに、組織体制の充実に努める必要があります。そのため、項目6の対策及び処理状況のとおり、事務の効率化、コスト削減に向けて、職員の意識改革に努めるとともに、DXの推進などにより、働き方改革にも取り組みます。さらには、各階層別研修、ITや災害などの専門的な研修を実施するとともに、優秀な人材の確保に向けて、職員の計画的な採用に取り組むこととしています。

池邊健康政策・感染症対策課長 同じく、21ページの右側を御覧ください。

公益財団法人大分県臓器移植医療協会です。項目2県出資金は2千万円、出資比率は30.1%となっています。

3事業内容は、県民への移植医療に関する普及啓発事業や腎臓提供者と腎臓移植希望者との調整協力事業などです。

4の6年度決算状況ですが、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は、40万6千円の黒字、右側の貸借対照表の一番下の正味財産（純資産）は7,115万1千円となっています。

続いて、5問題点及び懸案事項です。平成30年以降途絶えていた臓器提供が、昨年度の2件に続き、本年度も8月に1件ありました。引き続き、提供病院の院内体制の整備や普及・啓発活動の強化を図る必要があると考えています。そのため、6対策及び処理状況のとおり、大分大学医学部に配置している専任医師が、提供病院を巡回して指導・相談対応等を行うとともに、臓器移植に対する県民の理解が深まる広報や自

主財源の確保に努めることとしています。

続いて、22ページを御覧ください。

公益財団法人大分県アイバンク協会です。県出資金は500万円、出資比率は7.0%となっています。3事業内容は、献眼者の募集及び登録や、提供される眼球の摘出、輸送、検査、保存及びあせんなどです。

4の6年度決算状況ですが、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は12万円の赤字、右側の貸借対照表の一番下の正味財産は7,756万2千円となっています。

続いて、5問題点及び懸案事項ですが、昨年度は献眼数が見込みを下回り、あせん手数料が減少したため、4期ぶりの赤字となりました。

さきほど臓器医療移植医療協会のところで一件臓器提供があったと申しましたが、その時に同時に献眼も行われており、8月に献眼の実績がありました。

普及・啓発活動の強化や自主財源の確保が引き続き課題となっていることから、6対策及び処理状況のとおり、多様な広報媒体を活用し、献眼に関する県民の理解が深まるよう努めるとともに、賛助会員の獲得などにより収入の増加を図ります。

大和県民健康増進課長 同じく、22ページの右側を御覧ください。

公益財団法人大分県地域保健支援センターです。

項目2県出資金は500万円、出資比率は25.0%となっています。

3事業内容の主なものは、三つ目の結核、がん、循環器疾患及びその他の疾病予防の検診であり、県内各地で検診車による巡回検診を実施しています。

4の6年度決算状況ですが、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は、363万4千円の黒字、右側の貸借対照表の下から3行目、正味財産（純資産）は、5億7,377万6千円となっています。

5問題点及び懸案事項についてです。検診事業において新規事業所の受託もあり受診者数が2年ぶりに16万人台に回復したものの、一部

市町村では、巡回検診日程の縮小がみられ、胃がんや子宮頸がん検診の受診者数はここ数年漸減しています。

このため、6対策及び処理状況のとおり、市町村との連携を強化し、検診の未受診者に対する受診勧奨を拡大するとともに、休日開所等の利便性向上に取り組み、受診者ニーズに応える精度の高い検診に努め、受診者数の増加と収益の向上を図ります。

今吉委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から、御質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 別に質疑もないでの、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 別にないので、これで福祉保健部関係を終わります。

執行部の皆様、委員外議員の皆様はお疲れ様でした。

委員の皆様は、内部協議を行いますので、このままお待ちください。

[委員外議員、福祉保健部退室]

今吉委員長 これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配布のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

今吉委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることとします。

次に、県外所管事務調査についてです。調査行程などを事務局に説明させます。

(事務局説明)

今吉委員長 何か御意見はありませんか。

(委員協議)

今吉委員長 では、このように決定します。

今後、変更の必要が生じた場合は、委員長に御一任をお願いします。

欠席や別行動となる場合は、早めに事務局に御連絡ください。

この際、ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

今吉委員長 別にないので、これをもって、本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。